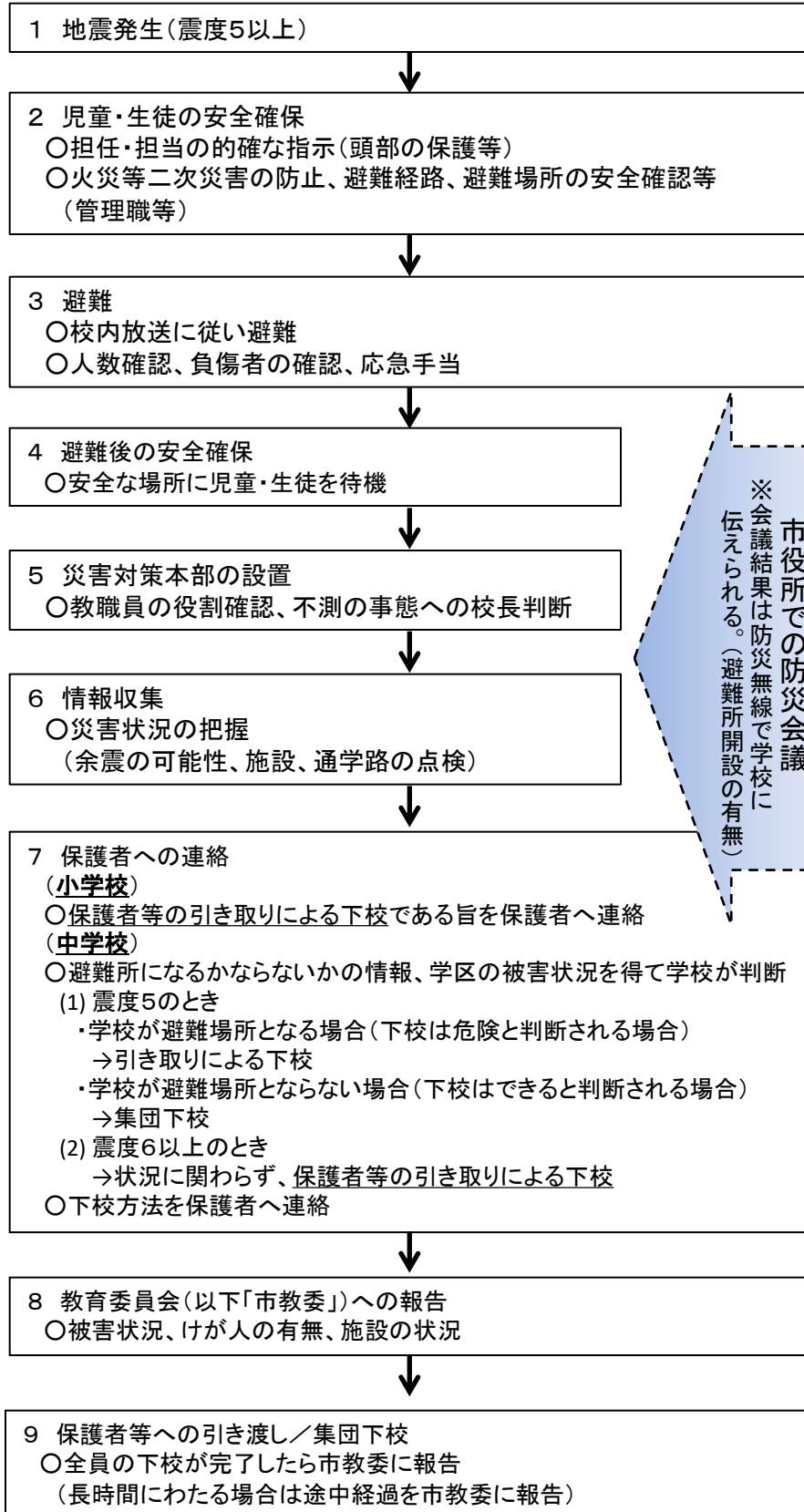


国立市立小・中学校における地震発生時の基本対応手順

★ **震度6以上の地震発生の際は小・中学校ともに保護者等の引き取りによる下校とする。**

令和8年4月 国立市教育委員会

各校における対応モデル



市役所での防災会議
※会議結果は防災無線で学校に
伝えられる。(避難所開設の有無)

市教委との連絡体制

- ・震度5以上の場合は、学校と市教委との連絡手段が絶たれた場合も、左記「各校における対応モデル」に従って行動する。
- ・校長が不在の場合は、副校長→主幹教諭→生活指導主任を判断者とする。

<基本とする連絡体制>

- (1) 災害時は国立市教育委員会が貸与している携帯電話を基本連絡手段とする。事務室等の固定型についても、持ち出しができるよう電池等の準備をしておく。
- (2) 防災無線は、災害時においても教育委員会以外からの情報も提供できる有効な連絡手段であり、日頃から校内で数名が使用できる状態にしておく。また、ファックス用電話が防災用の優先電話になっていることも校内で周知しておく。
- (3) 市教委は震度6以上の地震がきたとき、以下のことを再確認する。
 - ア 保護者引き取りの下校であること
 - イ 翌日は臨時休校であること(臨時校長会実施の可能性)
 - ウ 被害状況、けが人の有無、施設の状況を報告すること
 - エ 引き取り状況を報告すること
- (4) 学校は(3)のウ・エについて全児童・生徒が下校完了をするまで、またけが人がいる場合は状況が安定するまで報告を続ける。
- (5) 連絡手段がすべて絶たれている時は「対応モデル」に基づき、校長が判断し、対応する。

<けが人等への対応>

被害が大きい場合は、救急車の要請等が難しくなる。地域の医療関係機関との緊急時の連携体制について検討しておく。また、市教委は学校の報告を受けて、市職員を学校に派遣する体制を整えておく。

<臨時校長会の開催について>

- (1) 市教委は日時・場所を決め、校長に連絡網等を使い連絡をする。
- (2) 臨時校長会には普段の校長会に加え、給食センター長、防災安全課、子育て支援課、児童青少年課等の参加を要請する。
- (3) 協議内容は、現状報告、給食や放課後キッズ、学童・児童館、部活動・放課後学習支援教室等の扱い、保護者への通知内容等の検討、これらを踏まえた今後の対応とする。

<登校中・放課後等、学校と家庭・地域にいる児童・生徒が混在する場合、宿泊行事・校外学習等の対応>

- (1) 学校の敷地内にいる児童・生徒、学校に来た児童・生徒を1箇所に集める。※放課後キッズ、学童と共通理解を図っておく。
- (2) 引き取り、教職員が家庭まで送るなど人数に応じて対応をする。
 - ①放課後学習支援教室、放課後キッズ、学童の時間に移行している時
 - 放課後学習支援教室指導中は、指導員と教員が連携して対応する。
 - 放課後キッズ、学童で校庭に児童がいる場合は、担当職員が責任をもって、学校と連携しながら対応するものとする。
 - 学童保育中は保育室で待機する。高学年がまだ学校にいる時間帯の発災は学校で待機する。学校併設学童保育所は保育室で待機する。
 - 保護者等が帰宅困難になり、宿泊しなければならない時には、学童の児童も学校で待機する。
 - ②登校中・下校中の時
 - 児童・生徒は学校に戻ることを基本とするが、自分の置かれた状況によって判断をする。(家との距離、被害状況等)
 - 保護者が帰宅困難者となる場合も含め、日頃から場所・状況のパターンを想定して家庭でよく話し合っておくように、安全指導等での指導及び家庭への啓発を行っておく。
- (3) 宿泊行事・校外学習等学校外での発災については、事前に設定した一時待機所・避難所に児童・生徒を集める。現地に対策本部を設け、児童・生徒の安否情報等学校との連携を図り、児童・生徒が安全に帰宅できるよう対応する。

防災安全課との連携

<防災用備蓄、物資について>

- 校長の判断で、市の防災用備蓄物資を児童・生徒に供給及び貸与することができる。年度の初めに備蓄品等の一覧表を提示してもらい、学校としても備蓄品等の定期的な確認の仕組みを整えておく。
- 備蓄品等を使用した場合は防災安全課に一報を入れる。
- 非常時に発電機を学校としても使用できるようにしておく。その燃料の保管についても校内で周知しておく。

<避難所について>

- 避難所開設については防災安全課の指示により開設するものとし、「避難所運営マニュアル」に従うものとする。
- 被災状況によって、避難所として学校に参集してくる地域の人々がいる場合に、児童・生徒対応と被災者対応の両方を行わなければならないこともあることを想定して学校体制を整えておく。
- 避難所開設のための責任者が来校するまでの間、学校が避難参集者への指示等を出す。
- 校門と体育館の鍵を2つコピーし、厳重な管理体制の下、学校参集員が使用できるようにしておく。

<市役所職員について(学校が閉鎖している時)>

- 震度5の場合は市職員が市役所へ参集し、指示を受けて必要な避難所(学校)へ参集する。
- 震度6以上の場合は市の指定参集職員が直接避難所(学校)へ参集する。
- 学校での教育活動を実施している場合も、避難所開設及び運営のために指定参集職員が学校に向かう。

教職員の勤務体制

- 非常時に学校に残ることのできる教職員を把握しておく。
- 教職員は学校に管理職・判断者の許可のもと宿泊してもよい。
- 翌日、公共の交通機関での出勤が不可能な場合の出勤方法については、自転車や徒歩を原則とするが、被災の状況や教職員の実態に応じて校長が判断する。